

沖縄県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例案骨子

1 趣旨

社会福祉法に基づき、婦人保護施設の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）その他必要な事項を定めるものとします。

2 基本方針

省令のとおり、婦人保護施設は、入所者に対し、社会で自立した生活を送るための支援等、適切な処遇を行うよう努めることとします。

3 最低基準と婦人保護施設

省令のとおり、婦人保護施設は、最低基準を超えて、設備及び運営の向上に努めることとするとともに、施設の設備及び運営の一層の向上等を図るため、次に掲げる事項を追加することとします。

- (1) 最低基準を超える設備を有し、又は運営をしている婦人保護施設は、最低基準を理由に設備又は運営を低下させないこと。

4 婦人保護施設の一般原則

省令のとおり、婦人保護施設の配置、構造及び設備は、入所者の保健衛生、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮するとともに、入所者の人権に配慮した処遇の一層の適正化を図るため、次に掲げる事項を追加することとします。

- (1) 入所者の人権に配慮し、一人一人の人格を尊重して、運営を行うこと。

5 非常災害対策

省令のとおり、消火設備等必要な設備の配置、非常災害に関する具体的計画の作成及び定期的な訓練を行うこととします。

なお、省令の規定にはありませんが、定期的な訓練については、毎月1回以上行うこととします。

6 苦情への対応

省令のとおり、入所者からの苦情に対応するための窓口を設置等必要な措置を講じることとします。

7 帳簿の整理

省令のとおり、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備することとします。

8 職員

省令のとおり、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する施設長、入所者を指導する職員、調理員並びに施設のその他の業務を行うために必要な職員を置くこととします。

9 職員の知識及び技能の向上

省令に規定はありませんが、職員の資質の向上を図るため、次に掲げる事項を追加するものとします。

- (1) 職員は、自己研鑽に励み、施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得等に努めること。
- (2) 婦人保護施設は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保すること。

10 施設長の資格要件

省令のとおり、施設長に必要な要件を定めることとします。

11 設備の基準

省令のとおり、建物の基準、設置すべき設備及びその基準を定めることとします。

12 居室の入所定員

省令のとおり、1の居室の入所定員は原則4人以下とします。

13 入所者を平等に取り扱う原則

省令に規定はありませんが、入所者の安心・安全を確保し、適切な処遇を行うため、入所者の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならないこととします。

14 自立の支援等

省令のとおり、入所者の自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行うこととします。

15 給食

省令のとおり、給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮することとします。

16 保健衛生

省令のとおり、毎年2回以上の定期健康診断、清潔の保持等保健衛生に必要な措置を行うこととします。

17 給付金として支払を受けた金銭の管理

省令のとおり、施設の設置者が受けた入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金を適切に管理することとします。

18 秘密保持等

省令に規定はありませんが、職員は、正当な理由なく入所者等の秘密を漏らしてはならないこととします。

19 関係機関との連携

省令のとおり、婦人相談所等関係機関と連携するとともに、連携の範囲に配偶者暴力相談支援センター及び母子生活支援施設を追加することとします。

20 雑則

条例に定めるものの他必要な事項は、知事が別に定めることとします。

21 施行期日

(1) この条例の施行日は、平成25年 月 日とします。

(2) 過去の省令の改正により設けられた面積基準、資格要件等に係る経過規定については、省令に準じて経過措置を認めることとします。